



平成 29 年 6 月 8 日

各 位

本社所在地 東京都千代田区九段北 4-2-6  
会社名 **レカム株式会社**  
代表者名 代表取締役社長 伊藤 秀博  
(コード番号: 3323 東証 JASDAQ S)  
問合せ先 取締役執行役員 CFO  
兼経営管理本部長  
砥綿 正博  
(TEL: 03-5357-1411)  
(URL: <http://www.recomm.co.jp>)

### 第三者割当による募集新株予約権（業績連動型新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 6 月 8 日開催の取締役会において、株式会社光通信に対し、下記のとおりレカム株式会社第 15 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

#### 記

#### 1. 募集の概要

(1) 割当日	平成 29 年 6 月 26 日
(2) 発行新株予約権数	20,000 個
(3) 発行価額	1 個につき金 1 円
(4) 当該発行による 潜在株式数	2,000,000 株
(5) 資金調達額	128,020,000 円 (内訳) 発行時: 20,000 円 行使時: 128,000,000 円
(6) 行使価額	1 株につき 64 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割り当ての方法により、株式会社光通信に 20,000 個を割り当てる。
(8) その他	1. 上記各号については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とする。 2. 新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権者は、自平成 29 年 9 月期乃至平成 31 年 9 月期の各

事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、当社連結子会社であるレカムエナジーパートナー株式会社（以下 REP 社という。）の営業利益の額が、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成 29 年 9 月期の REP 社営業利益が 30 百万円以上の場合  
新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 25%

(b) 平成 30 年 9 月期の REP 社営業利益が 50 百万円以上の場合  
新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 25%

(c) 平成 31 年 9 月期の REP 社営業利益が 70 百万円以上の場合  
新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 50%

② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

③ 各本新株予約権の 1 個未満の行使を行うことはできない。

### 3. レカムエナジーパートナー株式会社の概要

商号	レカムエナジーパートナー株式会社
主な事業内容	電力小売り販売、LED 照明販売、その他 eco 関連商材の販売 等
設立年月日	平成 28 年 5 月 26 日
本社所在地	東京都千代田区九段北四丁目 2 番 6 号
代表者	代表取締役社長 村山 祐一
資本金の額	10 百万円
大株主及び持株比率	当社：51% 株式会社光通信：49%

## 2. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社グループは、中小企業のお客様に対して情報通信機器の販売、設置工事、保守、インターネットサービスの販売を主力事業として行っており、近年はLED照明の販売や電力の小売りを行うeco関連事業、BPO（顧客の業務プロセスの一部を受託する）事業や海外法人事業（海外でのLED照明やOA機器の販売等）を手掛けております。当社グループの中長期的な企業価値の向上を目指すに当たり、情報通信事業に次ぐ事業の柱の確立が課題となっており、eco関連事業、BPO事業、及び海外法人事業の拡大に注力しております。

eco 関連事業では、平成 28 年 5 月に株式会社光通信と合弁で REP 社を設立し、電力小売りや LED 照明の販売を主とした eco 事業を展開しております。

当社は、平成 28 年 11 月 22 日に公表いたしました平成 29 年 9 月期を初年度とする 3 か年のレカ

ムグループ中期経営計画において、各社の利益目標については意欲的な数値目標を設定しておりますが、割当予定先企業の REP 社への支援意欲及び士気を向上させることにより、REP 社の利益目標、ひいてはグループの中期経営計画の達成確度を高めることができるため、ストックオプション目的として新株予約権を付与することが有効であると判断いたしました。

さらに、株式会社光通信の子会社である株式会社アクセルにおいて経理帳票等の記帳代行サービスの営業活動を行っておりますが、当社が株式会社光通信へ新株予約権を発行するに当たり、株式会社アクセルが提供する記帳代行サービスの業務処理を当社グループが優先的に請け負うことについての協議を行い合意に至ったことから、当社子会社であるレカムBPO株式会社と株式会社アクセル間で業務提携契約を締結いたしました。なお、詳細につきましては、適時開示を行っております「株式会社光通信の子会社（株式会社アクセル）との業務提携契約締結のお知らせ」をご確認下さい。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期間

#### (1) 新株予約権の発行

##### (ア) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
128,020,000	3,500,000	124,520,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額です。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

##### (イ) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
運転資金	124,520,000 円	平成 29 年 12 月～平成 39 年 12 月

本新株予約権の発行は、割当予定先企業から REP 社への営業支援の意欲を高めること及び同社子会社と当社子会社との記帳代行サービスに関する業務提携を締結することを目的としたものであり、資金調達を主たる目的としておりません。また、本新株予約権の行使による資金の払込みは、新株予約権者の判断によるため、払込みの金額及び時期を資金計画に組み込むことは困難であります。したがって、差引手取概算額の具体的な使途については運転資金に充当する予定としておりますが、当該行使がなされた時点の状況に応じて決定いたします。

### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

- 3 (1) (イ) に記載の通り、資金調達を主たる目的としたものではございません。

### 5. 発行条件等の合理性

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は 1 円とすることといたしました。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren (住所: 東京都港区東麻布一丁目 15 番 6 号)

に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施しました。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法であります。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社終値 64 円/株、株価変動率 78.92%（年率）、配当利率 1.56%（年率）、安全資産利率 0.07%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 64 円/株、満期までの期間 10.51 年、行使の条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施しております。

算定結果と本新株予約権の 1 個当たりの金額は同額であり、当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得し、その算定結果を参考に決定したものであります。また、本新株予約権の行使価額は、既存株主の皆様にご与える影響等を考慮したうえで、割当予定先と協議・交渉した結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を行使価格とすることで合意がなされ、64 円が行使価格となっております。

上記の通り、本新株予約権の発行価額は第三者評価機関である株式会社 Stewart McLaren が新株予約権の発行価額の算定手法として、一般的なオプション価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、公正価値を算定しており、当該第三者機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、また、行使価額につきましては、行使価額を発行決議日の前営業日の終値とすることで本新株予約権発行後における株価上昇分が割当先の利益となり、割当予定先の REP 社への営業支援による業績向上がひいては当社の企業価値向上に繋がる妥当な金額であり、特に有利な発行には該当しないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株予約権の発行目的や発行条件について十分な討議、検討を行った結果、出席取締役全員の賛成により、本新株予約権の発行につき、決議いたしました。

当社監査等委員会からは、第三者評価機関である株式会社 Stewart McLaren による本新株予約権の価格の評価については、新株予約権の評価において、一般的に公正妥当と考えられる算定方法及び手順で検討されていることから、合理的な評価であると判断し、この度割当予定先に発行する新株予約権の発行価額につきましても、当該第三者評価機関の行った評価と同額で決定されておりますので、割当予定先に特に有利でなく、本新株予約権の発行は有利発行に該当せず、適法である旨の意見をいただいております。

(2) 発行規模の合理性に関する考え方

本新株予約権の目的である株式の総数は、2,000,000株（議決権個数20,000個）であり、本新株予約権が全て行使された場合、当社の平成29年5月31日現在の発行済株式総数58,448,400株（総議決権個数584,484個）に対し最大で3.4%（議決権ベースの希薄化率3.4%）の希薄化が生じます。

しかしながら、下記「10.発行要項」「(6)新株予約権の行使の条件」に記載のとおり、本新株予約権は予め定めた当社中期経営計画に基づくREP社営業利益目標の達成が行使条件としており、その目標が達成されることは、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、既存株主の皆様にも貢献できるものと考えていることから、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 本第三者割当による本新株予約権の割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	株式会社光通信
(2) 所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 玉村 剛史
(4) 事業内容	移動体通信事業、OA機器販売事業、固定回線取次事業、法人向け携帯電話販売事業、インターネット関連事業、保険代理店事業、ビジネスソリューション事業 他
(5) 資本金	54,259百万円
(6) 設立年月日	昭和63年2月5日
(7) 発行済株式数	47,749,642株（平成29年3月末日現在）
(8) 決算期	3月末日
(9) 従業員数	8,729名（連結平成29年3月末日現在）
(10) 主要取引先	ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社、シャープビジネスソリューション株式会社 他
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行 他
(12) 大株主及び持株比率 （平成29年3月31日時点）	有限会社光パワー:41.34% 重田 康光:2.51% 玉村 剛史:2.39% 有限会社テツ:2.30% 有限会社マサ:2.30% 有限会社ミツ:2.30% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）: 1.86% JP MORGAN CHASE BANK 385632:1.63% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）: 1.62% JP MORGAN CHASE BANK 385174:1.34%
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	当社株式の0.37%を保有しております。
人的関係	該当事項はありません。

取引関係	レカムエナジーパートナー株式会社を合併にて設立しております。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
連結純資産	175,511百万円	180,340百万円	180,459百万円
連結総資産	393,352百万円	410,352百万円	511,487百万円
1株当たり連結純資産(円)	3,488.34円	3,588.96円	3,896.35円
連結売上高	562,509百万円	574,523百万円	428,913百万円
連結営業利益	32,084百万円	37,483百万円	41,561百万円
連結経常利益	36,551百万円	38,356百万円	-
連結当期純利益	20,763百万円	25,021百万円	39,034百万円
1株当たり連結当期純利益(円)	450.27円	538.13円	840.12円
1株当たり配当金(円)	160.00円	186.00円	240.00円

(注) 1 同社は、平成29年3月期よりIFRSを適用しておりますため、平成27年3月期、平成28年3月期は日本会計基準、平成29年3月期はIFRSにより記載しております。

2 当社は同社が東京証券取引所に提出した平成28年12月26日付「コーポレートガバナンス報告書」のうち、「内部統制システム等に関する事項」において公表されている同社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況の内容、当社所定の反社会的勢力との関わりについての審査結果等により、同社並びに同社の役員及び主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力が同社の経営に関与している事実、同社並びに同社の役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実、並びに、同社及び同社の役員及び主要株主が意図して反社会的勢力等との交流を持っている事実は一切ないと判断しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、連結子会社であるREP社を株式会社光通信との合併により設立し、電力小売事業に進出しております。REP社は設立して1年不足ですので、同社収益を短期間のうちに向上させ、且つ当社の中期経営計画におけるREP社の業績目標を達成していくためには、割当予定先に対してREP社の業績達成インセンティブを付与し、REP社への支援意欲及び士気をより一層向上させることが有効であると判断しました。今回の割当予定先である株式会社光通信は、中小企業等への訪問販売や、コールセンターを使ったテレマーケティングに強みを持つ会社であり、今後の当社の事業拡大において重要な提携先であります。

さらには、株式会社光通信の子会社である株式会社アクセルにおいて経理帳票等の記帳代行サービスの営業活動を行っておりますが、株式会社アクセルが提供する記帳代行サービスの業務処理をレカムBPO株式会社が優先的に請け負うという業務提携の申し出を行い、レカムBPO株式会社と株式会社アクセル間で合意に至りましたので、株式会社光通信に新株予約権を割り当てることを決定しました。

## (3) 割当予定先の保有方針

当社と割当予定先との間で継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

#### (4) 割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容

当社は、株式会社光通信について、同社が平成29年5月19日に開示した平成29年3月期決算短信に基づき経営成績及び財政状況を確認しており、本新株予約権の発行に係る払込みに十分な資金を有していること、及び権利行使に係る払込みについても資金を確保できる見込みであると判断しております。

### 7. 募集後の大株主持株比率

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権の割合 (%)	権利行使後 の所有株式 数(株)	権利行使後 の総議決権 数に対する 所有議決権 の割合(%)
伊藤 秀博	東京都練馬区	4,000,000	6.85	4,000,000	6.62
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋 1丁目4番10号	216,600	0.37	2,216,600	3.67
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川 1丁目14番1号	1,830,300	3.13	1,830,300	3.03
江平 文茂	埼玉県志木市	1,276,200	2.18	1,276,200	2.11
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場 町1丁目2番10号	893,200	1.53	893,200	1.48
蒲沢 公命	宮城県仙台市若林区	889,600	1.52	889,600	1.47
協和青果株式会社	埼玉県越谷市新川町 68-5	800,000	1.37	800,000	1.32
竹山 中三	静岡県浜松市南区	800,000	1.37	800,000	1.32
亀山 与一	栃木県佐野市	708,000	1.21	708,000	1.17
有限会社ヤマザキ	青森県弘前市上鞆師町11 番地1	668,300	1.14	668,300	1.11
計	—	12,082,200	20.68	14,082,200	23.30

注) 平成29年3月31日時点の大株主持株比率より算出しております。

### 8. 今後の見通し

本新株予約権の発行が当期の業績予想に与える影響は軽微であります。また、株式会社光通信のREP社への営業支援意欲の向上及び同社子会社と当社子会社との記帳代行に係る業務提携により、当社連結業績へ寄与するものと考えておりますが、現時点では業績寄与のタイミング・金額等の見通しは未定であります。株式会社光通信が新株予約権の全部を行使するための条件は、当社の中期経営計画の各事業年度（平成29年9月期～平成31年9月期）におけるREP社の営業利益目標を達成することとなっており、新株予約権の行使条件となっているREP社の営業利益条件を達成した場合には、REP社の中期経営計画数値が達成することとなり、当社の中期経営計画の達成に貢献する

ことで当社の業績向上が図られる見通しであります。

なお、当期の業績予想を修正する必要がある場合には速やかにお知らせいたします。

## 9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）

	平成26年9月期	平成27年9月期	平成28年9月期
売上高	3,681,209千円	3,718,355千円	4,421,797千円
営業利益	101,033千円	△64,221千円	124,220千円
経常利益	83,868千円	△67,564千円	97,753千円
当期純利益	71,143千円	28,774千円	54,201千円
1株当たり 当期純利益	1.63円	0.57円	0.99円
1株当たり配当金	0円	0円	1.00円
1株当たり純資産	17.02円	17.43円	24.62円

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成29年5月25日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	58,448,400株	100.00%
潜在株式数	2,587,100株	4.43%

### (3) 最近の株価の状況

#### ①最近3年間の状況

	平成26年9月期	平成27年9月期	平成28年9月期
始値	19円	97円	41円
高値	163円	112円	94円
安値	15円	36円	40円
終値	96円	42円	65円

(注) 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式を分割し、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。平成26年9月期の株価は株式分割調整後の価額を遡及して表示しております。

#### ②発行決議日前営業日株価

	平成29年6月7日
始値	63円
高値	64円
安値	63円
終値	64円

### (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①新株式

払込日	平成 28 年 2 月 29 日
発行価格	65 円
募集時における発行済株式数	50,840,500 株
当該募集による発行株式数	1,538,500 株
募集後における発行株式数	52,379,000 株
割当先	O a k キャピタル株式会社
払込総額	100,002 千円
発行時における当初の資金使途	M&A 資金
発行時における支出予定時期	平成 28 年 3 月～平成 28 年 5 月
現時点における充当状況	別途記載

②第 14 回新株予約権

割当日	平成 28 年 2 月 29 日
新株予約権の総数	76,924 個（新株予約権 1 個につき 100 株）
発行価格	5,615,452 円（新株予約権 1 個につき 73 円）
当該発行による潜在株式	7,692,400 株
募集時における発行済株式数	50,840,500 株
当該募集による発行株式数	6,069,300 株
行使価額	65 円
割当先	O a k キャピタル株式会社
行使状況	78.9%
払込総額（差引手取額）	400,119 千円（393,920 千円）
発行時における当初の資金使途	1) M&A 資金 2) 海外拠点進出のための現地調査費用、 海外拠点開設費用 3) 環境関連分野への設備投資資金 4) 人工知能を用いた OCR サービスを販売するための 資金
発行時における支出予定時期	1) 平成 28 年 4 月～平成 28 年 9 月 2) 平成 28 年 3 月～平成 28 年 5 月 平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月 3) 平成 28 年 4 月～平成 28 年 12 月 4) 平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月
現時点における充当状況	別途記載

※上記①②は同時にエクイティ・ファイナンスを実施しており、発行諸費用は②新株予約権の差引手取額に反映させています。

上記①②は同時期に実施したエクイティ・ファイナンスであり、払込総額及び調達資金の現時点における充当状況を以下の通りまとめて記載します。

払込総額	500,121 千円（差引手取額 493,922 千円）
現時点における充当状況	①M&A のための資金

	<p>249 百万円 20 百万円を充当しております。残額は支出予定時期が過ぎておりますが、引き続きM&amp;Aを検討しており、当初の目的通り充当する予定であります。</p> <p>②海外予定進出のための現地調査費用、海外拠点開設資金 100 百万円 現時点までにおいて、当初の予定通り充当中であります。</p> <p>③環境関連分野への設備投資資金 150 百万円 環境関連分野への設備投資資金を見込んでおりましたが、50 百万円を環境関連分野への設備、在庫投資に充てており、残額 100 百万円につきましては今後の環境関連分野への設備投資に充当する予定であります。</p> <p>④人工知能を用いたOCRサービスを販売するための資金 100 百万円 現時点までにおいて、当初の予定通り充当中であります。</p>
--	--

### ③新株式

払込日	平成 26 年 8 月 11 日
発行価格	74 円
募集時における発行済株式数	43,384,900 株
当該募集による発行株式数	1,351,400 株
募集後における発行株式数	44,736,300 株
割当先	O a k キャピタル株式会社
払込総額	100,003 千円
発行時における当初の資金使途	M&A 資金
発行時における支出予定時期	平成 26 年 9 月
現時点における充当状況	別途記載

### ④第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

払込日	平成 26 年 8 月 11 日
新株予約権の総数	40 個
発行価格	各社債の発行価額は 1,250,000 円（額面 100 円につき金 100 円） 転換社債型新株予約権の発行価額は無償
当該発行による潜在株式	704,200 株
募集時における発行済株式数	43,384,900 株
転換価額	71 円
割当先	株式会社エフティコミュニケーションズ
行使状況	行使されていない
払込総額	50,000 千円
発行時における当初の資金使途	e c o 事業の拡大資金及び営業人員の増強等の事業拡大資金
発行時における支出予定時期	平成 26 年 8 月～平成 27 年 5 月
現時点における充当状況	別途記載

⑤第12回新株予約権

割当日	平成26年8月11日
新株予約権の総数	57,693個（新株予約権1個につき100株）
発行価格	4,788,519円（新株予約権1個につき83円）
当該発行による潜在株式	5,769,300株
募集時における発行済株式数	43,384,900株
当該募集による発行株式数	5,769,300株
行使価額	78円
割当先	O a kキャピタル株式会社
行使状況	100.0%
払込総額（差引手取額）	454,786千円（450,386千円）
発行時における当初の資金使途	1) 営業効率向上のための戦略的システム投資 2) 海外事業資金 3) M&A資金 4) 財務基盤確立のための資金
発行時における支出予定時期	1) 平成26年8月～平成28年9月 2) 平成26年10月～平成27年9月 3) 平成26年9月～平成29年9月 4) 平成26年9月～平成29年9月
現時点における充当状況	別途記載

※上記③④⑤は同時にエクイティ・ファイナンスを実施しており、発行諸費用は⑤新株予約権の差引手取額に反映させています。

上記③④⑤は同時期に実施したエクイティ・ファイナンスであり、払込総額及び調達資金の現時点における充当状況を以下の通りまとめて記載します。

払込総額	604,797千円（差引手取額599,351千円）
現時点における充当状況	①既存事業拡大・成長のためのM&A資金 398,210千円 ②情報通信機器事業における売上規模拡大・利益率向上のための戦略的システム投資資金 64,220千円 ③海外事業領域の拡大のための資金 43,209千円 ④財務基盤の確立のための資金 93,712千円

10. 発行要項

I. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

20,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 2,000,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

## 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は 1 円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren (住所: 東京都港区東麻布一丁目 15 番 6 号) に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件(業績条件)を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における当社終値 64 円/株、株価変動率 78.92% (年率)、配当利率 1.56% (年率)、安全資産利率 0.07% (年率) や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額 64 円/株、満期までの期間 10.51 年、行使の条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

## 3. 新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合

その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整するものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金64円（本新株予約権の発行決議日の前日（取引が成立していない日を除く）における〈東京証券取引所〉における当社株式普通取引の終値）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成29年12月9日から平成39年12月8日（但し、平成39年12月8日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、自平成29年9月期乃至平成31年9月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、当

社連結子会社である REP 社の営業利益の額が、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成 29 年 9 月期の REP 社営業利益が 30 百万円以上の場合  
新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 25%

(b) 平成 30 年 9 月期の REP 社営業利益が 50 百万円以上の場合  
新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 25%

(c) 平成 31 年 9 月期の REP 社営業利益が 70 百万円以上の場合  
新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 50%

② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

③ 各本新株予約権の 1 個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

平成 29 年 6 月 26 日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日

平成29年6月26日

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成29年6月26日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

株式会社光通信 1社 20,000個

以上